

川崎市開発審査会提案基準第2号

(昭和47年11月24日制定)

(昭和50年11月11日改正)

(平成13年5月18日改正)

(平成19年11月30日改正)

法第34条第13号の届出のできなかつたものに係る特例措置

自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で、区域区分決定の日以前から有していた土地について昭和45年12月9日までに法第34条第13号の規定に基づく届出のできなかつたものに係る開発行為等に関する「法第34条第14号」若しくは「令第36条第1項第3号ホ」の規定の運用基準は、当該市街化調整区域内に建築することがやむを得ないと認められるもののうち、申請の内容が、次の各項に該当するものであることとする。

- 1 昭和45年6月10日以前から自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で当該土地を有していたもので、申請の内容が次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 国外に居住又は旅行中若しくは滞在中であったもの
 - (2) 市外の区域に居住又は旅行中若しくは滞在中であったもののうち、転勤、立退き、過密、狭小、災害の危険、疾病等の理由により、現在居住している住宅を退去するため、新たに住宅を必要とするもの
 - (3) その他特にやむを得ないと認められる事情があるもの
- 2 当該申請地が、既存の集落内又はその周辺にある等、市街化の動向からみて支障がないと認められる地域にあること。